

# お申込みに必要な提出書類

個人 営業の方	① 最近2期分の確定申告書(一式)(注1) (青色申告の方は青色申告決算書、いわゆる白色申告の方は収支内訳書を含みます。)
	② 最近の試算表(決算後6ヵ月以上経過している場合または事業を始めたばかりで決算を終えていない方)
	③ 見積書(設備資金をお申込の方)
	④ 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書(新型コロナウイルス感染症特別貸付を希望される方(注2))【様式あり】 ※新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な状況悪化を来している方であり、下記(注3)に該当する方のみ提出が必要となります。
	はじめてご利用になる方 ⑤ いずれかの書類をご準備ください。 A 下記以外の場合 ⇒ 企業概要書【様式あり】 B これから事業を開始される場合、事業を開始して間もない場合 ⇒ 創業計画書【様式あり】
	⑥ 運転免許証(両面)またはパスポート(顔写真のページおよび現住所等の記載のあるページ)
	⑦ 許認可証(飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方)
法人 営業の方	① 最近2期分の確定申告書・決算書(勘定科目明細書を含みます。)(注1)
	② 最近の試算表(決算後6ヵ月以上経過している場合または事業を始めたばかりで決算を終えていない方)
	③ 見積書(設備資金をお申込の方)
	④ 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書(新型コロナウイルス感染症特別貸付を希望される方(注2))【様式あり】 ※新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な状況悪化を来している方であり、下記(注3)に該当する方のみ提出が必要となります。
	はじめてご利用になる方 ⑤ 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本
	⑥ いずれかの書類をご準備ください。 A 下記以外の場合 ⇒ 企業概要書【様式あり】 B これから事業を開始される場合、事業を開始して間もない場合 ⇒ 創業計画書【様式あり】
	⑦ 代表者の運転免許証(両面)またはパスポート(顔写真のページおよび現住所等の記載のあるページ)
	⑧ 許認可証(飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方)

※上記様式は、日本政策金融公庫HP([https://www.jfc.go.jp/n/service/dl\\_kokumin.html](https://www.jfc.go.jp/n/service/dl_kokumin.html))からダウンロードできるほか、糸島市商工会窓口でも受け取れます。  
上記のほかにも、追加でご提出をお願いする場合がございます。原則、ご提出いただいた書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

- (注1) 1 税務申告が1期しか完了していない方は1期分をご準備ください。事業をはじめて間もない方で税務申告未了の場合は、ご提出の必要はありません。  
2 お申込の都度、最近2期分の確定申告書(一式)または確定申告書・決算書のご提出が必要です。  
3 マイナンバー(個人番号)が記載されている場合は、黒塗りして読み取れないようにしてからご提出ください。

(注2) 債務負担が重くなっている方(一定の要件を満たす必要があります。)は、ご提出の必要はありません。

(注3) 次のいずれかに該当する方

(1) 最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方

(2) 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高(業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高)が次のいずれかと比較して5%以上減少している方

ア) 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高   イ) 令和元年12月の売上高   ウ) 令和元年10月から12月の平均売上高

## 【提出方法】

10月31日(火)15時までに糸島市商工会へご持参ください。

法人の履歴事項全部証明書・登記簿謄本はオンラインや郵送でも申請できます。  
詳しくは法務省ホームページをご覧ください。